

平成30年 決算審査特別委員会の記録

決算審査特別委員会

本庁審査第1班（総務部、出納局、議会事務局 教育庁、企画調整部）



- ・知事提出継続審査議案第39号：認定
「決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第40号：認定
「平成29年度福島県工業用水道事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第41号：可決
「平成29年度福島県工業用水道事業会計
利益の処分について」
- ・知事提出継続審査議案第42号：認定
「平成29年度福島県地域開発事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第43号：認定
「平成29年度福島県立病院事業会計
決算の認定について」

委員長名	満山 喜一
委員会開催日	平成30年10月24日（水）～ 25日（木）
所属委員	[委員] 鈴木智 鳥居作弥 川田昌成 星公正 椎根健雄 渡部優生 高宮光敏 青木稔 宮下雅志 水野さちこ 吉田英策 佐藤義憲 西丸武進 斎藤健治 高野光二 安部泰男 佐藤雅裕

（10月24日（水） 総務部）

宮川えみ子委員

平成29年度の全国からの応援職員の受け入れ状況を聞く。各地で災害が発生している中であって、今後も派遣を求めることは厳しいのではないかと。

行政経営課長

全国からの応援職員の受け入れ状況は、平成29年度は要請数が177名、受け入れ決定数は153名、30年度の要請数は152名、受け入れ決定数は141名であり、不足する人員は任期付職員及び正規職員の前倒し採用等により補っている。

来年度以降の見込みについては、全国各地での相次ぐ自然災害の発生により、他県においても中長期にわたる応援職員の要請が見込まれる一方で、本県においても復興・創生期間の総仕上げに向けては、応援職員なくしては難しいところである。

そういった状況での職員確保であるが、復旧・復興の進捗状況を精査し、必要な人員数を確定させるとともに、引き続き協力を要請していきたい。

宮川えみ子委員

応援職員についてはわかった。

職員の健康管理の状況について、超過勤務は平成29年度と比較して改善されたのか。

また、長期休暇の取得状況はどうか。

行政経営課長

職員の超過勤務実績について、今年度の4～8月の状況は総時間数ベースで昨年度比100.5%で、ほぼ昨年度並みである。なお、今年度については6月に行われた全国植樹祭の業務で出先機関も含めて全庁的にかかなりの超過勤務があったため、全国植樹祭に係る特殊要因を除く通常の復旧・復興業務については、昨年度に比べると若干減っていると認識している。

人事課長

精神疾患による長期病気休暇については、30日以上長期病気休暇で捉えると平成25年度は92名、29年度は121名で、5年前と比べると29名、31.5%の増となっている。28年度との比較では、28年度は120名であるためほぼ横ばいであり、内訳は、病気休暇者数は82名から77名に減少しているものの、病気休職者は38名から44名に増加している。

渡部優生委員

県債残高について、平成29年度末で1兆4,573億円で、前年度から229億円ふえており、年々増加しているとのことだった。少子高齢化、人口減少が進む中で、監査委員も後年度負担が大きくなることを心配し指摘していたが、主要因をどのように把握しているか。

部参事兼財政課長

県債は、大きく分けると通常の県債と交付税措置が後年度予定されている臨時財政対策債の2種類があり、臨時財政対策債を含めると今の数字になるが、それを除くと平成28年度は8,500億円、29年度は8,487億円で、ピーク時には1兆1,300億円を超えていたものが減少傾向にある。今後も健全な財政を確保していきたい。

渡部優生委員

財政の健全化指数を見ると、東北6県や全国と比較しても本県の財政指標はそれほど悪くなく健全財政を維持していると思うが、将来負担を考え、人口減少の中で大変なことにならないようにしてほしい。

その中で、近年、臨時財政対策債の活用が多く、本来は地方交付税として交付されることになっているが、私自身は懐疑的な思いである。臨時財政対策債の活用によって将来的に県の財政を圧迫することにならないか。県として臨時財政対策債の活用をどのように考えているか。

部参事兼財政課長

臨時財政対策債は貴重な一般財源として活用しているが、将来については総務省とも十分協議しながら、本県の財政状況が悪くならないよう留意しながら活用していきたい。

渡部優生委員

収入未済額の収納について努力していることは評価したい。

税外収入を不納欠損処理する場合、税に基づくものは期限があるが、税以外のものを欠損処理する場合の基準はどうなっているか。

財産管理課長

税外の収入未済として主に土地貸付料が金額として多くある。土地貸付料は一般的な民法の消滅時効の規定はあるが、できるだけ回収に努める方向で臨んでいる。

ただ、この案件については福島地裁で破産手続に入っており、破産管財人と関係自治体1つの三者で協議しながら進めている。

渡部優生委員

案件によって違うとの捉え方で理解した。

次に、財務事務で不適切な事務処理があったとの指摘があり、監査のアドバイスは専門的知識と経験を有する職員を活用することであった。専門的な知識と経験を有する職員の活用は簡単だが、育成するほうが大事なのではないか。前年度も同じような指摘があったと説明されたが、平成29年度にも同様の指摘があったことは、まだ改善の余地があるということだと思う。指摘を受けて29年度はどのように改善を図ってきたのか。

総務課長

不適切な事務処理に係る改善について、現在、会計事務に関しては出納局を中心に研修を行っているが、それ以外にも、若い職員が多くなり知識が不足する部分もあるため、職場内でのOJTはもちろん、総務部独自でも部内各課と連携し、改めて職員に対して事務処理の適正化を目指す研修等も検討したい。

渡部優生委員

ぜひ若い職員を育ててほしい。

人事異動について、ある程度専門職を育てる考え方が必要であり、短期で異動することは余り好ましくないと思うが、人材の育成を含めた人事異動と定期異動のジョブサイクルの考え方を聞く。

人事課長

人事異動については、若い職員にはなるべく多様な職務経験をさせるため、一定の年数で異動させているが、ある程度の年数を経験した後は適材適所の考え方で配置している。専門的な知識を持った人材の育成についても、今後、複線型の人事異動も含めて検討していきたい。

宮川えみ子委員

先ほどの質問の市町村版で、部長説明にもあったように、同様の理由で市町村の要望に応えての派遣も厳しかったのではないかと思うが、平成29年度は市町村の要請にどの程度応えられたのか。市町村独自での対応もしているようだが、県としてはどうだったのか。

市町村行政課長

被災市町村の職員確保の状況について、平成29年度は必要人数642名に対し、627名を確保、15名の不足で充足率は97.7%であった。

このうち派遣分については、派遣要請281名のうち確保数は266名で、不足分が15名であった。

なお、被災市町村においては任期付職員の採用などにより不足分を補っており、県としてはそれに加え、県職員の派遣、任期付職員を採用しての派遣、被災市町村において職員を採用しやすい東京都や名古屋市での合同説明会、さらに市町村職員OBと被災市町村のマッチング事業など、職員不足が生じないよう取り組んでいる。

宮川えみ子委員

平成29年度の必要数と確保数をもう一度確認したい。

市町村行政課長

必要数642名に対し、確保数が627名である。

宮川えみ子委員

部長に聞く。メンタルで休職する職員が平成25年度と29年度を比較すると3割もふえている。一方で全国的な災害により応援職員の確保も大変な中で、独自の採用なども含めて職員確保の方法を考えないと、さまざまな施策の実行が厳しくなるのではないか。

総務部長

ことしは北海道や西日本でも大きな災害があり、今後の他県からの応援職員の確保はこれまでより難しくなると思われる。現在の職員定数に欠けることがあると職員にもしわ寄せが行くであろうし、精神的に長期休暇に入る職員が出ることも懸念されるため、できるだけそのようなことが生じないよう、計画的な採用や民間の経験者なども広く県職員になって

もらえるような取り組みを行う、あるいは、現在、障がい者の法定雇用率を満たしていないこともあるため、さまざまな手段で復興・創生に取り組むために必要な職員確保に努めていく。

川田昌成委員

部長説明に平成29年度の入札制度の説明があったが、詳しい実態を聞く。

入札監理課長

入札制度に係る不調率は、震災後20%台で推移したものが、平成27年度は15.7%、28年度は10.3%、29年度は11.9%で若干上がっており、内容を分析すると、応札者なしの比率は7%で変わっていない。上がった要因は失格無効であるが、昨年10月に失格基準を引き上げたことによるもので、傾向としては減少していると捉えている。

川田昌成委員

入札制度は県の金を使って公共事業を行うので大変重要な制度である。それだけに入札に参加する業者の指導体制や、官と民との連携について研修会などいろいろ行っているのだろうが、意思の疎通、正常なあり方を理解しないと入札するほうも執行するほうもなかなか難しいと感じる。

入札不調率が下がっているとのことだが、業者側にすれば仕事が欲しく、できることならよい仕事を高く受注して利益を上げたいと誰しも考える。公共事業の入札のあるべき姿が問われている。不調が続けば人件費も時間もコストもかかりロスが出てくると思うが、それについてはどのような計算をしており、どのように捉えているか。

入札監理課長

入札不調の場合にかかるコストを具体的に数字で捉えることは難しい。入札回数がふえれば業務の手間がふえる、事業執行がおくれるなどのデメリットがあり、不調率が10%に下がったからよいとは決して思っていない。少しでも入札不調が少なくなるように、技術者不足に対する施策などいろいろな方策を考えて進めていきたい。

川田昌成委員

官と民の話がよく出るが、官も民もないと思っている。県行政として少しでもよい仕事をする。今、不正の話もあるが、官も民も互いに信頼し、きちんとした公共事業をしなければ貴重な財源が無駄になる。そういった意味では、業者と官が公共事業を行っているという自負、そのような立場での行政のあり方でないと社会は成り立っていかないと思う。自分だけがうまい仕事をとってもうけて、下請に出せばよいとの考え方ではだめである。本来なら下請はあってはならない。小学生が受けて、中、高校生に任せるなら問題も解けるが、大学生が受けて小学生に問題を解けと言っても解けるはずがない。下請や談合の話が出てくること自体、世の中がおかしいと思っている。

公共事業に対する取り組みをしっかりとっていくべきと思うが、どうか。

入札監理課長

年1回、建設業界の団体から意見を聴取し、それを入札制度に反映させている。そのほかに土木部の建設産業部門で建設業の振興としていろいろ取り組んでおり、そちらと連携して県内の建設業の振興に寄与できる入札制度について見直しを図っている。今年度からは特に要望が高かった地元の建設業育成とダンピング対策の2点に対応するため、制度の見直しを図った。

川田昌成委員

入札制度そのものは大変重要な制度だと思う。そのことによって行政も役に立ち、民を育成してそれが利益になるので、ただ単に仕事を発注するだけではなく、互いにうまく連携していかなければならない。今の説明で入札制度を改善していくとのことであるので、これまでの経験を大いに生かしながら対応願う。

平成29年度の県税の未納額が約40億円とのことだが、その中で高額滞納者は幾らになるのか。未納状況を詳しく説明願う。

税務課長

平成29年度の県税の滞納繰越額については40億1,400万円である。22年度には60億円程度まで滞納が膨らんだが、未納

圧縮に努めてきた。

高額滞納者については、例えば個人県民税であれば1人で約1,500万円滞納している方もおり、これらの滞納については早期に回収するよう厳正に取り組んでいる。

川田昌成委員

40億円と一言で言うのは簡単であるが、どこの振興局が多いのか。それともどこも同じくらいなのか。

税務課長

徴収率のよいところと悪いところのばらつきはあるが、各振興局で前年度を超える徴収率を達成できるよう努力している。

川田昌成委員

納税と選挙は我々社会人の義務である。税を納めて、社会人として、福島県人として、国民としての義務を果たす、あるいは権利を主張して責任を果たすのが社会のあり方である。

滞納額1,500万円に対応していくとのことだが、これまで払えなかったものを来年度一度に納められるのか。議論になるので聞いても仕方がないが、1人で1,500万円も滞納していることは社会として余りよいことではない。

税収がないと社会が動かない。いろいろな県民運動があるが、健康もさることながら、県民としての意識を高め、福島県人としての誇りを持つ点では税金を納めて、選挙に行って自分の権利を主張して責任を果たすことが社会人としては当たり前なことだと思う。滞納額が60億円から40億円に減少しており、努力はわかるが、税収がないと行政も事業を実施できない。県民と行政が信頼関係の中で対応していかないと社会が成り立たないと思う。県民が福島県に生まれてよかったという施策でないといけな。そういった思いで、県民も自分の役割と責任を果たすことが必要ではないかと思うが、部長の考えを聞く。

総務部長

県税収入は県の運営にとって極めて重要であり、貴重な財源と認識している。さまざまな機会を捉えて、納税に対する意識の高揚に努めるとともに、滞納繰り越しとならないよう、適正、公正な徴収に取り組んでいきたい。

星公正委員

公債管理特別会計の合計が約360億円となっており、その半分の約180億円が積立金に計上されているが、これはどのようなことか。

部参事兼財政課長

公債管理特別会計については、満期一括で返さなければならない県債の借りかえのためにつくった特別会計である。

積立金に計上した約180億円は満期一括の償還に備えて減債基金に積み立てたものである。

星公正委員

平成29年度の減債基金には約180億円が積み立てられているが、その残りはどこから減債基金に入ってくるのか。

部参事兼財政課長

満期一括償還の県債は30年で借りている。通常、金融機関等は30年では貸さないため、5～10年ごとに借りかえをしている。その借換債を減債基金に入れ、それを回している。

星公正委員

減債基金に積み立てる額は来年度に対してこれだけ必要だから積むのか、それとも県に余裕資金があるから減債基金に入れることもあり得るのか。

部参事兼財政課長

毎年度、償還期間の30年で借りるため、30分の1ずつということが原則である。

星公正委員

その原則どおり行っているのか。それともその年の財政事情によっては、減債基金が少なくなったり、多くなったりす

ることもあり得るのか。

部参事兼財政課長

30分の1以上となっているので、年によってはそれを超える額もあり得る。

宮川えみ子委員

部長説明にもあったオイルダンパーの改ざん問題についてである。県民も非常に心配しているのでわかる範囲で説明願う。

庁舎の中で何カ所に使用されているのか、総務部が所管している施設で使用されている建物はあるのか、それから対応を求めていくとのことだが結論はいつごろ出るのか、費用面はどのように考えているのか。

施設管理課長

免震、制振装置のデータ改ざん問題については、報道のとおり、油圧機器メーカーのKYB（株）及びカヤバシステムマシナリー（株）によるデータ改ざんがあり、西庁舎の免震装置として同社製のオイルダンパーが使用されていることが判明した。西庁舎への設置数は16基である。

メーカーによれば、全てのオイルダンパーにデータ改ざんがあったか、検査データが確認できないため、現段階では不明との説明である。

県としては、今のところこれ以上の詳細な説明がないため、基準に該当しているか、改ざんがあったか確認がとれず、メーカーと施工業者に対し速やかに詳細な説明や調査結果の報告をするよう誠実な対応を求めている。

ほかに同社製品の南会津合同庁舎への使用がわかっている。西庁舎に設置されているのは免震装置であるが、南会津合同庁舎に設置されているのは揺れを抑える制振装置である。

今後、調査結果により交換の措置等が必要な場合には、メーカーに対して速やかな対応を求めており、費用負担についてもメーカー側の負担になるものと考えている。

宮川えみ子委員

対応状況について、わかり次第速やかに報告願う。

椎根健雄委員

公立大学法人の運営について、県立医科大学と会津大学に運営交付金を交付しているが、主要な施策の成果説明書に会津大学に対して7,090万4,000円の補助金とある。県立大学として地域に根差した若者の育成や、地域産業の活性化が重要になると思うが、どのような形で地域に生かされているか、また会津大学でどのような形で若者が育成されているか、詳しく説明願う。

私学・法人課長

調査資料の112ページ、391番の会津大学IT起業家育成事業、392番の会津大学課題解決型人材育成モデル事業、113ページ、395番の女性プログラマー育成塾事業、これらの補助金は会津大学が地域貢献をしていくための補助金である。IT起業家育成事業は会津大学の知見を活用するもので、IT技術を持った会津大学の学生が地元に着定していけるよう補助している。また、女性プログラマー育成塾事業については、県内外の女性を対象にプログラマーとして育成し県内の企業でIT人材を求めているところに就職してもらうことで地域の活性化につながるよう補助を実施している。

（10月24日（水） 出納局）

渡部優生委員

総務部でも聞いたが、成果説明書232ページに不適切な会計事務処理として通常検査での是正指示が35件、改善通知が193件、合計で228件とある。このことを監査委員は財務事務の不適正な執行として指摘していると思う。この件数が多いのかはわからないが、これだけの件数があることは現場で会計事務になれていない職員が多いということである。平成29

年度は再発防止にどのように取り組んだのか。

審査課長

財務事務検査について、財務事務検査と監査委員の監査は根拠規定が別である。

財務事務検査は財務規則に規定されており、会計管理者において、各執行機関を2年に1回の頻度で検査するもので、検査という名称ではあるが現場で指導する意味合いが強い。監査委員の監査は地方自治法で定められており、それぞれ独立して監査を行うことになっている。実際に財務事務検査に従事しているのは出納機関の職員、監査は監査委員事務局である。

その上で監査の指摘と財務事務検査の指摘については、時期の違いや検査対象機関もその年によって違うため、若干の違いはある。

視点としては、あくまでも不適切な会計事務処理等を確認し、出納局では特に指導面を重視し実施している。それらの違いを踏まえた上で、出納局として不適切な会計事務処理についての指導について説明する。

不適切な会計事務処理の防止には、職員の資質向上と、組織的なチェック体制の確立の2点が大切と考える。

職員の資質向上については、階層別の研修を実施しており、特に新任の会計事務職員については4月の早い時期に会計知識の取得を目指し、基礎的なところから研修を実施している。さらに同じ職員に対し、ある程度実務を経験した6月に改めて研修を実施し理解を深めてもらう。また、補助金に関して平成28年度に問題があったことを受け、29年度から補助金に関する特別研修を実施しており、会計事務職員だけでなく補助金に携わる職員全てを対象としている。

組織的なチェック体制については、管理監督者が業務をチェックする必要があると考えており、各執行機関で、例えば支払い漏れがないかの確認のため、定期的な支払いの一覧表を作成し、決裁の際には一覧表に日付を入れるよう指導している。それを徹底することで、支払い時期が到来しているのに調書が起案されない場合に、おこなっているのではないかと確認を管理職が行えるようになるため、管理職にチェックの徹底を指導している。

(10月24日(水) 議会事務局)

宮川えみ子委員

調査資料3ページの職員手当等について、超過勤務が減ったとのことだが、前年度に比べてどの程度減ったのか。

総務課長

超過勤務の実績について、1人当たりの月平均時間数は、平成29年度は14.0時間、28年度は18.1時間で、28年度より4.1時間の減少となっている。

宮川えみ子委員

予算執行説明資料431ページの議会運営費の会議録作成について、全国的に見て、議員一人一人に会議録を配るのではなく、閲覧や、希望者や会派に配るといったやり方をしているところはあるか。

議事課長

会議録は議事課で作成している。他の都道府県の詳細は把握していないが、会議録については、ほとんどの都道府県が紙で作成し、製本の上原本は永年保存の形をとっていると思われる。

最近ではタブレット等を利用したペーパーレス化で、市町村レベルでは全面的に導入との話も聞いているが、都道府県レベルではまだ進んでいないと把握している。

(10月24日(水) 教育庁)

宮川えみ子委員

歳入決算額調の高等学校授業料の収入未済について、上限はあるものの授業料はかからないと思うが、どのような理由

で収入未済になるのか。

財務課長

現在、高等学校の授業料は、一般には就学支援金が授業料を補う形で国から支給されているが、就学支援金は一定の所得以上の世帯には支給されないことと、支給のための手続として課税証明書を提出する必要がある。そのため、一定の所得以上もしくは課税証明書を提出しない場合は授業料を支払う必要が出てくるが、そういった家庭の中に授業料を支払わないところがあり、収入未済となっている。

宮川えみ子委員

一定所得以上で支払わない人数はどのくらいか。また、課税証明書を提出しないのはなぜか。読み書きが難しい家庭なのか。事情があっても手伝うことで手続は進むのではないかと思うが、実態はどうなっているか。

財務課長

課税証明書を提出しない家庭と収入が多い家庭について把握していない。

また、なぜそのようなことが起きるかについて、学校で丁寧な説明をした上で課税証明書を提出するように指導しているが、あえて課税証明書を提出しない家庭もある。

宮川えみ子委員

詳細が説明できないなら仕方ないが、収入未済となることは問題である。もう少し丁寧に対応すべきと思うが、どうか。

財務課長

学校現場では主に事務室と担任が協力して対応しているが、家庭訪問や、課税証明書の取得方法を地元自治体に確認して本人に丁寧に説明する等の対応をとることとしており、本庁としても各学校に対しそのように指導している。

宮川えみ子委員

もう少し丁寧な対応を求めたい。

調査資料5ページの歳入決算額調のその他不動産売払代金について、福島丸はどこに売却したのか。

財務課長

福島丸は平成29年度に6代目の練習船が就航した。5代目は1億5,000万円余りで売却した。民間会社が落札した。

宮川えみ子委員

調査資料14ページの歳出決算額調の小学校費、中学校費について、教職員費の報酬と給料が毎年10億円程度ずつ減っている。生徒が減れば先生も減る関係だと思うが、現場では正規の先生の割合が少なくなり、非正規の先生が多くなってきているとの悩みや訴えがある。正規と非正規の割合はどのくらいか。

庁参事兼義務教育課長

概算であるが、正規が90%超、非正規が10%未満で、全国的な数値と同様である。

宮川えみ子委員

前年度、もしわかればその前の年度の割合はどうか。

庁参事兼義務教育課長

手元に数字がないため、確認の上提出したい。

宮川えみ子委員

それでは5年程度の資料を求めたい。委員長に取り計らいを願う。

満山喜一委員長

資料提出を求める。

渡部優生委員

調査資料31ページの奨学資金貸付について収入未済があるが、これは年々ふえているか。推移はどうなっているか。

高校教育課長

未収入の状況について、ここ数年は金額的にはふえており、学校では引き続き返還について働きかけをしている。

平成29年度は389件、28年度は254件、27年度は129件で、毎年100件ほどふえている。

渡部優生委員

それぞれ事情があると思うが、この請求の手続について説明願う。

高校教育課長

福島県奨学資金貸与金の返還については、未納者に対して文書、電話、訪問督促などにより回収に努めている。引き続き、未納者と連絡をとりながら回収に努めていく。

渡部優生委員

手続的には郵便や電話で督促するのだろうが、なかなか回収が難しいのが現状だと思う。未納がふえる傾向の中で、もう少し対策や体制の強化をしていかないと難しいのではないかと。平成29年度はどのように考えて取り組んだのか。

高校教育課長

奨学資金の推進員が督促業務に当たっている。人数は限られているが、大変熱心に電話対応や、訪問も丁寧に日程調整して行っている。人員をふやすことは難しい面があり、今後とも限られた人数ではあるが、丁寧な対応で未収金の徴収に努力していく。

渡部優生委員

何が何でも徴収すべきと述べているわけではない。奨学金を返せなくて自己破産を申請する人が多く出ていることが最近の社会現象の中にあり、昔は大学を卒業して就職して返せていたものが、今は派遣などの社会的な背景があって返せない。そこに寄り添った形で相談にも応じるきめ細かな対応が必要である。通り一遍の対応ではなく、借りた人の自立も考えながら行う必要があると考えるため、そのような面での体制づくりをしっかりとやってほしい。

宮川えみ子委員

関連だが、奨学資金は高校等奨学資金と大学等奨学資金の2つに分かれているのか。

高校教育課長

本県の奨学資金の概要であるが、大学生については大学等奨学資金貸付金、高校生については高校生向けの高校等奨学資金貸付金がある。高校と大学と、それぞれ種別を変えて資金貸与を実施している。

宮川えみ子委員

滞納はどちらもふえているのか。

高校教育課長

元金の返還状況について高校と大学に分けていないため、先ほど説明した件数は高校と大学を合わせたものである。

宮川えみ子委員

格差が広がって相当厳しい家庭も多く、滞納が年々ふえていることに対しては何らかの施策が必要だと思うが、その対応策を考えるにしても、高校と大学の状況等を分析する必要があるのではないかと。今持ち合わせていないと思うので、高校と大学のそれぞれについて、5年間の滞納の推移を資料として提出願いたい。

満山喜一委員長

資料提出を依頼してよいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

満山喜一委員長

異議ないと認め、5年分の資料の提出を求める。

財務課長

ただいまの件を補足する。説明資料36ページに奨学資金貸付金特別会計の記載があり、2段目の高校等奨学資金元利収入の未済は現年度分が364件、過年度分が556件である。3段目が大学等奨学資金元利収入の未済で、現年度分が22件、過

年度分が32件、合計で54件で、件数的にも金額的にも高校等奨学資金のほうが多くなっている。

川田昌成委員

先ほど総務部の県税収入未納のところでも話が出たが、奨学金制度は人材育成につながる大切な制度である。経済的に恵まれなくても勉強できるよう行政として支える。その奨学金を受けて勉強した人間は、自分が人の世話になった分、恩返しをすることがこの人材育成の最たるものだと思う。

私も夜学に通ったが、夜学、アルバイトや人の世話になるなどの生きた勉強が、人材育成に大きな役割を果たすと思う。それが世話になった金も返還できないのでは、どのような勉強をしてきたのかとなりかねない。社会的な傾向もそうであり、先ほども県民で40億円も税金を払っていない人がいるとなると、約束を守ることについて、せっかく誘い水をしたのに恩を仇で返す仕組みはいかなものか。そのような意味では、県として行政の執行ばかりではなく、支給や返済の際に相手との意思の疎通がないと、出しっ放しのやり方にこのような問題が生じてくるのではないか。

物事には戦略が大切である。よいことをしても後始末ができなければ何のためにやったのかとなる。課長の説明は他人事のように、使命感を持って取り組む必要がある。年々滞納が増加するのでは、何をしているのかということになる。少なくとも去年よりはこのくらい回収できたとの方向に持っていくべきである。社会情勢に責任転嫁するのではなく、しっかりした考え方を持たなければならない。

高校教育課長

奨学金の貸与は各学校において、担任や事務室から丁寧に説明している。委員指摘のとおり、貸与の際には親とも十分相談し、返済計画等についても理解を得た上で貸与を決定することで進めていく。

先ほど未収金の督促について丁寧な対応をしている旨を説明したが、具体的には、返還を促す際にも、月々の返済計画や現在の状況、仕事の有無、親と同居しているか等を細かく聞き取って相談した上で、状況に合わせた計画を促している。

川田昌成委員

よく血の通った行政という話をするが、そこには互いの意思疎通があって、一度に返せというのではなく、誠意を持って5年では難しいが10年で返すというような思いが人生の中でつながって人材育成になる。社会は一人では生きられない。そのような意味では、戦略、戦術によって、相手の立場に立つか、行政の立場に立つか、視点が違ってくると同じものを見ても違ってくる。少なくとも、世話になったことに恩返しをする立場からすれば、一度に返還できなくても恩を忘れてはいない。私は初めて入った会社で、恩をくれた人に返す必要はないが、恩を受けたことを忘れてはいけないと言われたことが座右の銘になっている。感謝する気持ちを持たないと人間社会では対応できないのではないかと。75年も生きてくると裏表の厳しさもあるが、金がないから返さないということは理由にならない。努力をして、世話になったことに対して社会へ恩返しするとならないと人材育成にはならない。もらいっ放しでは泥棒と同じである。それでは教育上よくないため、そのことをしっかり踏まえ、ありがたかったという感謝の気持ちが出る施策であってほしい。

宮川えみ子委員

関連だが、企業会計決算で医療費の支払いが滞っている件に関して、滞納件数を下げるための努力について、一度未納になると支払いを求めることは大変であるためそもそも発生させないように、窓口の対応により、本当に払えないのであれば医療保護とつなぐなど、いろいろな制度を説明するなどして滞納額が下がっている。

学校でも、本当に大変な人であるのに、書類が未提出だから支援を受けられないなど、就学援助も同様だと思うが、制度が該当になりそうなのにそれをせずに給食費の滞納になってしまう。そうすると学校側も大変である。社会情勢は格差があって大変な状況である。就職しても非正規が半分以上で、大学に行くために数百万円の奨学金を借りればそれに金利もつき本当に大変である。そのような人たちに対して、人材育成の観点に立って返還なしの制度もつくってほしい。また、今ある制度を使い切れていない、対象になるのにわからない、あるいは手続が大変なこともあると思うので、担任や事務室等の対応が大事であり、安心して子供が勉強できるような体制と、県としても滞納をふやさない観点から、研修や対応が必要と思うが、どうか。

高校教育課長

奨学金制度については、本県が行っているもの以外にも各企業や財団等でさまざまな奨学金制度がある。それらについても、こちらに照会があれば全て各学校に情報提供しており、事務室から担任を通じて生徒、保護者に知らせている。

低所得者の就学機会の確保、また人材育成の観点からも将来を担う若者の教育について、県の奨学金はもちろん、その他の制度についても周知徹底を図り、引き続き学習機会の確保に努めていく。

宮川えみ子委員

予算執行説明資料449ページの生徒指導のスクールカウンセラー派遣事業について、以前カウンセラーが確保できないとの話を聞いたが、必要人数を確保し各学校に派遣できたのか。前年度と比べて改善されたかと、ことはまだ見込みではあるが状況を説明願う。

義務教育課長

平成29年度においては、全ての中学校と高等学校に配置、小学校は136校に配置した。これは想定どおりの数である。

今年度は、中学校、高等学校には全校配置、小学校も1校ふやして137校に配置しており、計画どおりである。

宮川えみ子委員

予算執行説明資料469ページの児童・生徒・教職員健康管理費だが、説明では教職員健康管理事務経費で神経の障がい等を含めて7回ほど実施したとのことであるが、状況はどうか。

職員課長

教職員健康管理の審査委員会の実施については、神経疾患により休職した教職員が学校等に復職する際に行う審査会であり、平成29年度は7回実施し、延べ27名が対象となり、21名が復職した。

宮川えみ子委員

教員の多忙化問題については、いろいろな対応により少しは改善しているのではないかと思うが、平成29年度は前年度と比べて多忙化は解消されたのか。

職員課長

多忙化解消に向けた多忙化解消アクションプランを平成30年2月に県教育委員会で策定し、今年度4月からいろいろな施策を進めている。

30年6月時点の多忙化解消アクションプランに伴う実態調査では、小中学校、高校、特別支援学校の教員の時間外勤務時間は、29年度に比べておおむね減っている。

宮川えみ子委員

おおむね減っているというが、数値化はできるか。

職員課長

平成29年度と30年度を比較すると、全て教諭の職務についてであるが、小学校で30分、中学校で42分、高等学校で25分、特別支援学校で14分の短縮となっている。これは教員が1日当たり学校内でどれだけ勤務したかを比較した数値である。

(10月25日(木) 企画調整部)

宮川えみ子委員

再生可能エネルギー関連であるが、調査資料11ページの事業執行残で許認可がおくれたとの説明があった。部長の説明では小水力、風力発電等の事業可能性調査の支援を行ったとのことだが、どのような状況になっているのか。不用残を中心に説明願う。

地域づくり担当次長

調査資料11ページの下から4段目の負担金、補助及び交付金の繰り越しについては、説明のとおり再生可能エネルギー

復興支援事業の共用送電線とそれに接続する発電設備の補助事業であり、現在進めている阿武隈地域、双葉北部沿岸部の共用送電線整備とそれに接続する発電設備整備の補助である。ルート設定等を行ってきたが、関係機関の許認可等に予定よりも時間を要したため繰り越したものである。

不用残については、チャレンジ福島再生可能エネルギー普及拡大事業で住宅用太陽光発電の設置補助や、地域参入型の小水力、風力の事業可能性調査等の額の確定に伴う不用残である。

宮川えみ子委員

住宅用太陽光発電の補助は申し込みが少なく不用残となったのか。

また、部長説明にあった太陽光、小水力、風力発電等の事業可能性調査を行ったとのことであるが、小水力が進みにくいか、大規模な風力発電は地元住民の了解を得にくいとか、太陽光発電は価格が下がったために乗り気にならないとか、そういった理由も含めた調査結果の説明と、住宅用太陽光発電の補助が不用残になった理由を聞く。

地域づくり担当次長

住宅用太陽光発電の補助については、平成29年度が3,494件、28年度が3,488件で申込数としては大きな変化は見られない。

住宅用太陽光発電のPRについては、ポスター等をつくり補助先の団体や住宅メーカーに掲示を依頼するなど、PRに努めたものの不用残が出た。

昨年度の事業可能性調査については、風力発電は2件補助し、いずれも事業化に向けて検討中とのことで一部環境アセスメント等に移行しており、進捗が望まれる状況である。小水力発電は事業可能性調査は3件実施したが、再度調査が必要なケースがあったり、権利関係、水量関係などから事業実施には少し時間がかかる状況である。

宮川えみ子委員

風力発電は環境アセスメントへの移行が一部見込まれるとのことだが、それはどこか。

地域づくり担当次長

飯館南相馬風力発電で、場所としては飯館村の住所になる。

渡部優生委員

部長説明に地方創生を着実に進めるために県事業として約9億円、市町村事業として約28億円の地方創生推進交付金等を獲得したとある。

成果説明書にも詳しく件数等が記載されており、県事業はハード、ソフトを含めて13件、市町村はソフトが34市町村で59事業、ハードが30市町村で38事業とある。

県内59市町村でそれぞれ人口ビジョンと地方版の総合戦略を策定し、この交付金の獲得を望んでいると思うが、実績を見ると全ての市町村が獲得していない。その理由を聞く。

復興・総合計画課長

市町村事業については、ソフト事業を中心として使える推進交付金が5億6,000万円、ハード整備拠点に22億2,100万円で約28億円となっている。委員指摘の交付金を獲得していない市町村であるが、推進交付金や拠点整備交付金、以前の加速化交付金までさかのぼって確認すると、県内でまだ交付金を活用していない市町村は3町村のみである。そのうち2町村は浜通りの被災町村であり、もう1町村はチャレンジしたものの不採択となっている。次のチャレンジも考えているため県としても振興局と連携しながら、できる限り全市町村で活用できるように今後とも努力を続けていきたい。

渡部優生委員

県は独自に地域創生総合支援事業、いわゆるサポート事業を実施しており、市町村枠を創設したり、健康枠を入れたりさまざまな角度から事業を支援しているので非常にいい事業だと思う。

サポート事業は原則3年間であるためサポート終了後にどのようにつなげて継続していくかが課題である。この事業を利用した団体などから事業継続性の視点で協議した経過があれば聞く。

地域振興課長

サポート事業は事業の立ち上げ支援を目的としており、地域の団体等が円滑に事業運営ができるように始まったものである。期間は最大3年間と決められているが、平成29年度に25～27年度の採択団体のその後の継続状況を調査している。

調査の結果は、拡充、新規、同水準で継続、縮小しながらも継続、これらを合計すると約75%の団体がサポート事業終了後も事業を地域で継続していることが確認されたので、一定の効果はあったと考えている。

渡部優生委員

この75%という数字をどのように評価したらよいか。100%が一番よいと思うが、補助金が終わったと同時に25%はやめてしまったので残念に思う。

先ほど国からの地方創生交付金と県独自のサポート事業について質問したが、これらを有効に活用しながら地方創生していくことが大事だと思う。県として現場でアドバイスする際の2つの制度の使い分けはどのようにしているのか。

復興・総合計画課長

市町村主体で申請するものは地方創生交付金であり、団体が主体的に実施するものが地方創生の総合支援事業ということが一般的な整理である。ただ市町村が実施する地方創生交付金の事業内容によっては団体もかかわって市町村の活性化を図る事業もあり、その中身を見て補助、交付金の対象となるもの、ならないものが微妙に国と県で違っているため、できるだけ有利なほうを振興局を通じてアドバイスしていきたい。

渡部優生委員

避難地域復興局長の説明で避難者支援の災害弔慰金関係があった。平成29年度の決算であるため震災から丸6年が経過しているにもかかわらず、災害弔慰金、見舞金の支出があることは遅いと感じるが、この辺の経過について聞く。

生活拠点課長

弔慰金については、震災当初は直接死の弔慰金がほとんどだったが、現在は関連死だけである。震災から時間がたっており関連死の認定が難しい、認定するにも審査会を開催しなければならない等で、今になって認定される方もいる。そのため現在も続いている。

障がいを負った方に対して見舞金を支給しており、昨年は4件、合計でも50件に満たない程度である。これも関連があるかによるが、今後も少しずつ申請があると思っている。

援護資金は貸し付けであるが、市町村の見込み等では帰還が進む中で再建する方もいるので、一定の見込みはあると考えている。

渡部優生委員

支給が遅いため少し疑問に思った。

周知はしっかり行っていると思うが、震災による死亡で該当になるのに申請していないなど、制度を知らないために申請していないなどのケースはないか。

生活拠点課長

避難者、被災者への各支援については、パンフレットなどで周知を図ってきた。

また、毎年、各市町村担当者を集めた会議等も開催しているため、中でも漏れがないように制度の周知を徹底していきたい。

宮川えみ子委員

避難地域復興局長の説明で平成30年3月31日で応急仮設住宅の供与が終了となる避難者に対して新たな住まいに円滑に移行できるようにとあったが、ふるさと住宅移転補助事業、避難者住宅確保・移転サポート事業は去年と比べてかなり減っている。円滑に移行できるようにとのことだが、一方ではその辺がかなり減っているの、その取り組みと状況を聞く。

避難者支援課長

ふるさと住宅移転支援事業は、避難者支援課と生活拠点課の事業が混在しており、避難者支援課では引っ越しに対する補助事業を計上している。これは、平成27年度から自主避難者の住宅移転費用を補助する事業であり、29年3月までに移

転した方は3カ月間の申請猶予があったので、その分の事業経費を補助している。

ふるさと帰還促進事業については、29年度から実施しており、避難指示区域の解除に伴い応急仮設住宅の供与が終了する市町村に対して、市町村が実施する移転補助事業に県が補助する事業であり、昨年度は3,378万円を補助した。

川田昌成委員

大きな問題として人口問題、地方創生など課題は山積しているが、その中で県の重要課題である定住・二地域居住の平成29年度の実態について聞く。

地域振興課長

平成29年度の実績は194世帯になり、前年度が117世帯なので数としては伸びている。

川田昌成委員

全国的に人口問題は大きな課題であり、定住・二地域居住は本県の大きな課題だと思うため、事業を次につなぎ継続していかなければならない。そのためには単年度だけで多い少ないではなく、平成29年度の課題に対して30年度はこうしていくということがないと事業の成果は続かない。事業の継続性について県の考えを聞く。

地域振興課長

移住者の受け入れに当たり大事になるものが、受け入れ先での仕事、住むところ、そして人間関係である。地元で受け入れる組織または組織までいかないまでも受け入れ態勢が非常に大事になるため、平成30年度の事業についてもその辺の視点を大事にして事業を実施している。

川田昌成委員

大切なのは福島県といっても福島県のどこなのかである。各市町村が我が村、我が町に来いという形なので、県として市町村にアドバイスやバックアップが必要ではないか。これは全国的な争いのような問題であるが、かつて本県は住みよい県として上位にいたこともあるため、これからまた本県の魅力を大いに発揮するという点で重要な施策なので本腰を入れて進めてもらいたい。

文化スポーツ局に聞く。

世界に通用する選手を育成するとのことであるが、平成29年度はどのようなすばらしい選手を育成したのか。

スポーツの力は言うまでもなく物すごい影響力があるので、東京オリンピックを契機として地域創生その他にも期待できる。感動を与えるスポーツ選手の育成は重要である。すばらしい選手を育成したとの説明であったが、どのような選手がいて、今後どのように育成していくのか。それと同時にスポーツ選手を育成するに当たっては指導者の受け皿ができていないといけない。

そこで、2020年の東京オリンピックに向けた本県の見通しについて聞く。

スポーツ課長

スポーツの振興については、県民に元気、勇気そして活力を伝えることができる大変すばらしい文化であると認識している。

東京オリンピック・パラリンピックを想定した事業にトップアスリートの中でもさらにトップを育成していく「ふくしまから世界へ！「ふくしまJアスリート」強化支援事業がある。その中で、桃田選手など特にバドミントンにおいて活躍が目覚ましいものがある。これは、別事業である双葉地区教育構想推進事業のふたば未来学園高校が行っている中高生を見通した活動の成果もあり、1、2年ではなく長い目で見た中で全国、世界を目指している。

また、本県のお家芸として陸上競技がある。特に東邦銀行陸上競技部を初め本県で育った選手が各地で活動しており、それをこのふくしまから世界へ！「ふくしまJアスリート」強化支援事業で支援している。

さらに、前回のリオデジャネイロ大会では自転車競技において窪木選手が大会に参加しており、活躍が期待できる。

前回の東京オリンピックには本県の関係出身者が10名参加しており、2020年の東京オリンピック・パラリンピックでは前回を超える選手の育成、支援ができるように事業を推進していきたい。

川田昌成委員

課長から前回の東京オリンピックの話があったが、円谷幸吉選手は須賀川市出身であり、戦後のオリンピック陸上競技で初めて日の丸を上げた偉大な選手である。

来年の大河ドラマは東京オリンピックを舞台とした「いだてん」であり、これは本県にとって絶好の機会である。10月21日には36回目の円谷幸吉メモリアルマラソンが開催され、同僚であった君原選手が毎年参加して大会を盛り上げている。

本県の陸上競技の話があったが、選手の評価と同時に選手を支援する体制づくりが大きな要素になることも踏まえて、ぜひ本県のスポーツの向上についてさらなる努力を願う。

宮川えみ子委員

意見であるが、先ほど地方創生の継続的な支援の問題や、川田委員からも定住・二地域居住の問題などが出され、県を挙げて人口増という地域活性化が求められている。

先日、いわき市主催のゆうきの里東和の前理事長の講演を聞いてきたが、人間関係がとても大事とのことであった。このため農業をやりたい、移りたいなどとなっても、すぐに仕事というのではなく、とにかく半年間はいろいろな交流をし、その風習などになじめるようにしていくことがメインのことであった。

企画調整部は各分野にわたってリーダーシップをとっていく非常に大事な役割を持っているので、ぜひよいところは水平展開して、各地域でいろいろな形で芽が出るように、盛り上がっているところに若い人が移ってこられるようにしてほしい。

原子力損害賠償について、去年と比べると弁護士の相談が結構減っている。原子力賠償については、農業者や商業者も諦めのようなものが非常に広がっている。それだけに県がもっとリーダーシップをとり、相談に乗って実際に損害があるものは賠償をから取れるようにしてほしいと思うが、前年度と比べるとかなり減っているのだから、取り組み状況はどうだったのか。

原子力損害対策課長

確かに委員指摘のように、原子力損害賠償に関する相談件数については時間の経過とともに遞減している一方で、相談内容については複雑化、困難化している。

例えば、県に設置している原子力損害賠償に関する問い合わせ窓口の相談件数は平成28年度が698件、29年度が421件で対前年度比約6割である。また、毎週水曜日の午後に弁護士による電話相談も行っており、28年度は43件、29年度は39件で対前年度比約9割である。そのほかに、対面での弁護士による巡回法律相談があるが、28年度は38件、29年度は13件で対前年度約4割弱と減っている。

しかしながら、当課としても原子力損害賠償については被害の実態に見合った賠償が的確に行われるべきとのスタンスであるので、問い合わせ窓口の充実や巡回法律相談などをしっかりと実施し、的確な賠償がなされるように取り組んでいく。

宮川えみ子委員

なかなか進まないことから事業継続を諦める人もいるため、そのようなことにならないようぜひ力を入れてもらいたい。